

(証券コード：6736)
平成26年6月10日

株 主 各 位

愛知県江南市古知野町朝日250番地

サン電子株式会社

代表取締役社長 山 口 正 則

第43回定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年6月24日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県江南市古知野町朝日250番地
当社 本社3階会議室
(末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的である事項
報 告 事 項 1. 第43期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
2. 第43期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件
- 第5号議案 スtock・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

- ~~~~~
- ◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎招集通知添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sun-denshi.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安及び株高の進行により、消費者心理及び企業の業況感に改善が見られるなど、景気回復の兆しが見られました。しかしながら円安の進行に伴う輸入原材料価格及びエネルギーコストの上昇、消費税増税に伴う景気減速の懸念等、国内景気の下振れ懸念が残り、先行き不透明な状況が継続しております。

このような状況のなか当社グループは、引き続き高付加価値ビジネスを展開すべく新規事業・新製品・新サービスの企画・研究・開発を強力に推進するとともに、原価低減及び経費削減を推進し、コスト競争力の強化に努め、利益の確保に努めました。当連結会計年度におきましては、売上高の増加に伴い、営業利益及び経常利益は増加しましたが、当期純利益につきましては、前連結会計年度は、Cellebrite社(連結子会社：イスラエル国)における税金費用の減少に伴う当期純利益のプラス要因があったことに対して、当連結会計年度は、同社においては通常の課税がされたほか前連結会計年度を上回る持分変動損失を計上したこと等のマイナス要因も重なり、売上高・営業利益・経常利益の増加率に比べ低い増加率となっております。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は243億13百万円(前年同期比30.2%増)、営業利益は21億95百万円(同39.1%増)、経常利益は23億68百万円(同36.8%増)、当期純利益は14億13百万円(同4.0%増)となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

遊技台部品事業

主要な製品は、パチンコ台メーカーに販売する制御基板及び樹脂成形品であります。

新機種に係る制御基板の販売が順調に推移しました。この結果、売上高は93億90百万円（前年同期比18.1%増）、営業利益は12億34百万円(同26.9%増)となりました。

ホールシステム事業

主要な製品は、パチンコホール経営を支援する遊技台管理・会員管理・景品管理などのトータルコンピュータシステムであります。

パチンコホールの経営環境の悪化の影響を受けたものの、受注案件の獲得は順調に推移したため、売上高は前年を上回りました。しかしながら、利益につきましては、競合他社との価格競争の激化の影響に加え、次期製品開発に係る先行投資も重なり、利益を確保するには至りませんでした。

この結果、売上高は39億23百万円（前年同期比24.7%増）、営業損失は28百万円(前年同期は1億8百万円の利益)となりました。

モバイルデータソリューション事業

主要な製品は、携帯電話のキャリア及び犯罪捜査機関等に販売するモバイルデータトランスファー機器であります。

当連結会計年度におきましては、Cellebrite社の携帯キャリア向け製品・サービス及び犯罪捜査機関向け製品・サービスの販売が、米国を中心に順調に推移しました。また、更なる販売力強化のため、アジアではシンガポールに、南米ではブラジルに、それぞれ販売子会社を設立し、営業活動を開始するとともに、日本国内におきましても、一部の大手キャリアにおける携帯キャリア向け製品の導入も売上高の増加に貢献しました。これらのほか、円安の好影響もあり、売上高は大幅に増加しました。

利益につきましては、事業規模拡大に伴う開発を中心とした人員増強に伴い販管費負担が増し、更に競合他社のソフトウェアの不正利用に対する損害賠償請求に係る訴訟費用が一時的に発生したものの、のれん償却費が減少するほか、為替の好影響もあり、利益につきましても大幅に増加しました。

この結果、売上高は94億80百万円（前年同期比56.7%増）、営業利益は19億1百万円(同67.6%増)となりました。

なお、ヨーロッパにおける更なる販売強化のため、平成26年2月に、

Cellebrite UK Ltd.を設立しております。(同社はCellebrite社が12月決算のため、平成26年3月期の連結の範囲には含めておりません。)

その他

主要な製品・サービスは、デジタル通信機器の販売及びコンテンツ配信サービスであります。

デジタル通信機器の販売におきましては、当連結会計年度においてM2Mリナックスゲートウェイ「Rooster GX」及びモジュール内蔵ルータ「Rooster RX」を販売開始し、従来の自販機向け及びセキュリティ機器向けの販売に加え、エネルギー管理向け用途への販路拡大等の効果により、売上は順調に推移し、利益を確保しました。しかしながら、その他の事業に係る開発投資等も影響した結果、セグメント全体では、利益を確保するには至りませんでした。

この結果、売上高は15億18百万円（前年同期比0.1%増）、営業損失は40百万円(前年同期は20百万円の利益)となりました。

事業別売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	期 別	第42期（前連結会計年度）		第43期（当連結会計年度）		増 減 率
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
遊 技 台 部 品 事 業		7,952	42.6%	9,390	38.6%	18.1%
ホ ー ル シ ス テ ム 事 業		3,145	16.9%	3,923	16.1%	24.7%
モ バ イ ル デ ー タ ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業		6,050	32.4%	9,480	39.0%	56.7%
そ の 他		1,517	8.1%	1,518	6.3%	0.1%
合 計		18,667	100.0%	24,313	100.0%	30.2%

- ② 設備投資等の状況
特記事項はありません。

- ③ 資金調達の状況
特記事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 40 期 平成22年度	第 41 期 平成23年度	第 42 期 平成24年度	第 43 期 平成25年度 (当連結会計年度)
売 上 高	13,702	16,131	18,667	24,313
経 常 利 益	233	568	1,730	2,368
当 期 純 利 益	141	86	1,359	1,413
1株当たり当期純利益	13円44銭	8円31銭	131円00銭	65円00銭
総 資 産	15,707	18,057	20,213	24,210
純 資 産	10,040	9,881	11,937	14,276

- (注) 1 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
- 2 当社は、平成26年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
イー ド リ ー ム 株 式 有 限 公 司	50百万円	100.0%	樹脂成型加工品、金型の製造・販売及び電子機器の組付加工
Cellebrite Mobile Synchronization Ltd.	1,314NIS	92.4%	モバイルデータトランスファー機器の開発・製造・販売 モバイルデータソリューションサービスの開発・販売
Cellebrite USA Inc.	34千米ドル	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションサービスの販売
Cellebrite GmbH	25千ユーロ	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションサービスの販売
Cellebrite Soluções Technologicas Ltda.	952千リアル	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションサービスの販売
Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd.	161千米ドル	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションサービスの販売
躍陽信息技术(上海)有限公司	55百万円	100.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションサービスの販売

- (注) Cellebrite USA Inc.、Cellebrite GmbH、Cellebrite Soluções Technologicas Ltda. 及びCellebrite Asia Pacific Pte Ltd.は、Cellebrite Mobile Synchronization Ltd.の100%子会社であります。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢としましては、わが国経済は、景気回復の兆しが見えてはいるものの、消費税増税等に伴う景気減速懸念が残るなど不透明な状況が継続するものと思われます。

このような状況のなか、当社グループは、引き続き生産効率・品質及びコスト競争力の向上に努める一方で、新規事業・新製品・新サービスに対する研究開発を積極的に推進し、売上高及び収益の拡大を図ってまいります。

当社グループでは、「アミューズメントとIT分野への集中」、「企業価値の向上を図る」、「ベンチャー精神で自ら行動する」を経営方針に掲げ、中長期的な経営戦略として、以下の3点を推進しております。

- ① アミューズメント（パチンコ）関連分野でのシェアアップ
- ② IT（コンテンツ、通信）関連分野での新たな顧客価値の創造
- ③ グローバル市場におけるビジネス構築及び拡大

具体的には、お客様の信頼を得つつ、売れる商品・サービスとは何かに徹底的にこだわり、企画、開発、販売戦略をもって、新たな価値を提供し、収益に貢献するビジネス展開を図ります。また、外部からの視点、外部ノウハウを積極的に活用し、変化はチャンスと考え、失敗を恐れず、更なる成長を目指してワールドワイドで取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

遊 技 台 部 品 事 業	パチンコ制御基板及びパチンコ向け樹脂成形品等の開発・製造・販売
ホ ー ル シ ス テ ム 事 業	遊技台管理・会員管理・景品管理等トータルコンピュータシステムの開発・製造・販売
モバイルデータソリューション事業	モバイルデータトランスファー機器の開発・製造・販売 モバイルデータソリューションサービスの開発・販売
そ の 他	デジタル通信機器の開発・製造・販売 コンテンツ配信サービスの企画・開発・販売

(6) 企業集団の主要拠点等（平成26年3月31日現在）

① 当社

本 社	愛知県江南市古知野町朝日250番地
事 業 所	東京事業所（東京都千代田区）、三田開発センター（東京都港区）
営 業 所	仙台営業所（仙台市泉区）、東京営業所（東京都台東区）、 さいたま営業所（さいたま市大宮区）、 大阪営業所（大阪市浪速区）、広島営業所（広島市南区）、 福岡営業所（福岡市博多区）

② 子会社

名 称	所 在 地
イ ー ド リ ー ム 株 式 会 社	愛知県北名古屋
Cellebrite Mobile Synchronization Ltd.	イスラエル国ベタフティクバ
Cellebrite USA Inc.	米国ニュージャージー州
Cellebrite GmbH	ドイツ国バイエルン州
Cellebrite Soluções Tecnol'ogicas Ltda.	ブラジル国サンパウロ州
Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd.	シンガポール国
躍 陽 信 息 技 術 (上 海) 有 限 公 司	中国上海市

(7) 企業集団の従業員の状況（平成26年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
701名	67名

(注) 従業員数には、臨時従業員（パート、アルバイト、嘱託及び派遣社員154名）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先及び借入額（平成26年3月31日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	337
株式会社大垣共立銀行	220
株式会社愛知銀行	160
株式会社みずほ銀行	120

2. 株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,905,800株
- (3) 株主数 3,466名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
東海エンジニアリング株式会社	4,267,600	19.48
日本トラスティサービス信託銀行株式会社(信託口)	2,180,800	9.96
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	1,375,800	6.28
株 式 会 社 藤 商 事	940,000	4.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	767,100	3.50
内 海 倫 江	680,000	3.10
渡 辺 恭 江	680,000	3.10
ピーエムワイエム エスエーエヌブイ ビーエヌワイエム クライアント アカウント エムビーシーエス ジャパン	610,000	2.78
野村信託銀行株式会社(投信口)	523,900	2.39
サン電子従業員持株会	402,500	1.84

(注) 持株比率は、自己株式（868株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成26年3月31日現在）

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

① 平成21年6月24日開催の定時株主総会決議に基づき平成21年7月10日に発行された新株予約権（第3回）

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| 1) 新株予約権の数 | 1,595個 |
| 2) 新株予約権の目的となる株式の数 | 319,000株 |
| 3) 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 4) 新株予約権の行使価額 | 1株当たり 214円 |
| 5) 権利行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 | 1株当たり 107円 |
| 6) 新株予約権の行使期間 | 平成23年7月11日から平成33年7月10日まで |
| 7) 新株予約権の行使の条件 | |

1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した契約書に定めるところによる。

8) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	900個	180,000株	4名

② 平成24年6月26日開催の定時株主総会決議に基づき平成24年7月13日に発行された新株予約権（第4回）

- 1) 新株予約権の数 3,595個
- 2) 新株予約権の目的となる株式の数 719,000株
- 3) 新株予約権の発行価額 無償
- 4) 新株予約権の行使価額 1株当たり 220円
- 5) 権利行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 1株当たり 110円
- 6) 新株予約権の行使期間 平成26年7月14日から平成34年6月25日まで
- 7) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員及び当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
3. 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する契約書に定めるところによる。
5. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

8) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,230個	246,000株	5名
監査役	90個	18,000株	2名

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成26年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 口 正 則	サン電子グループCEO	Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Chairman Cellebrite USA Inc. Chairman Cellebrite GmbH Chairman Cellebrite Soluções Technologicas Ltda. Chairman Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd. Chairman 躍陽信息技术（上海）有限公司董事長
取 締 役	若 井 富 幸	プロダクト統括部・品質保証部担当	イーDream(株)取締役会長
取 締 役	亀ヶ井 克 寿	クリエイティブエンターテインメントセンター長	イーDream(株)取締役
取 締 役	東 谷 浩 明	コーポレートセンター長兼人事総務部長	躍陽信息技术（上海）有限公司監事
取 締 役	佐 野 正 人	組織改革担当	Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Director 佐野公認会計士事務所所長 (株)宇佐美組監査役 太陽ASG有限責任監査法人代表社員
取 締 役	山 本 泰	経理部長	Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Director 躍陽信息技术（上海）有限公司董事
常 勤 監 査 役	後 藤 和 暁		
監 査 役	桂 川 明		桂川明税理士事務所所長 (株)愛知銀行社外監査役 明治電機工業(株)社外監査役
監 査 役	岡 島 章		中綜合法律事務所所長 日活電線製造(株)監査役

- (注) 1 監査役桂川明及び岡島章の両氏は、社外監査役であります。
- 2 監査役桂川明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 3 監査役岡島章氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4 当社は執行役員制を採用しており、平成26年3月31日現在の取締役以外の執行役員は、次のとおりであります。
- | | | |
|------|---------|--------------------|
| 執行役員 | 山 岸 栄 | アミューズメントコンテンツセンター長 |
| 執行役員 | 鈴木 祥 司 | モバイルビジネスセンター長 |
| 執行役員 | 齋 藤 昭 宏 | ITソリューションセンター長 |
| 執行役員 | 酒 井 昌 弥 | サンタックセンター長 |
| 執行役員 | 武 藤 靖 司 | プロダクト統括部長 |
- 5 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- 平成25年6月26日開催の第42回定時株主総会終結の時をもちまして、代表取締役社長吉田喜春氏は任期満了により、監査役柴山昭三氏は辞任により退任いたしました。また、同定時株主総会において、佐野正人及び山本泰の両氏は取締役、岡島章氏は監査役に選任され就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	7名	145,022千円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	23,746千円 (4,780千円)
合 計	11名	168,768千円

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まれておりません。
- 2 上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額23,000千円（取締役6名に対し19,690千円、監査役3名に対し3,310千円（うち社外監査役2名に対し660千円））。
 - ・ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額4,488千円（取締役6名に対し4,192千円、監査役3名に対し296千円（うち社外監査役2名に対し40千円））。
- 3 取締役の報酬限度額は、年額200,000千円であります（平成18年6月27日定時株主総会決議）。
- 4 監査役の報酬限度額は、年額25,000千円であります（平成18年6月27日定時株主総会決議）。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職状況

区 分	氏 名	兼 職 の 状 況
監 査 役	桂 川 明	桂川明税理士事務所所長 ㈱愛知銀行社外監査役 明治電機工業㈱社外監査役
監 査 役	岡 島 章	中綜合法律事務所所長 日活電線製造㈱監査役

(注) 当社と上記法人等との間に、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	桂 川 明	当事業年度開催の取締役会は25回のうち23回、 監査役会は12回のうち11回出席し、税理士と しての専門的見地から意見を述べております。
監 査 役	岡 島 章	平成25年6月就任以降開催の取締役会は18回 のうち17回、監査役会は10回のうち10回出席 し、弁護士としての専門的見地から意見を述べて おります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	24,500千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、コンフォートレター作成に係る業務であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、必要あるときは監査役会規則に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の海外連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・業務全般にわたる業務分掌及び権限規定が網羅的に整備されており、ルールに基づき各職位が明確な権限と責任をもって業務を遂行し、内部監査によるモニタリングを実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・社内規程及びそれに関する各種マニュアルに従い、適切に保存・管理する。
 - ・必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ③ 損失の危険の職務管理に関する規程その他の体制
 - ・組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、総務部門が行う。
 - ・各部門の所轄業務に付随するリスク管理は、当該部署が行う。
 - ・リスク発生時には、危機管理フローに則り対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・社内規程及びそれに関する各種マニュアルに従い、効率的な運営を行う。
 - ・短期間に多面的な検討を行うため、必要に応じ各種委員会を設置する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・事業活動における法令・企業倫理・社内規則等の遵守を確保するため、コンプライアンス担当取締役を置く。
 - ・内部監査の実施により、内部統制の妥当性・効率性を検証する。
- ⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・関係会社管理規程に則り、関係会社管理を実施する。
 - ・子会社の内部監査を実施する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・必要に応じて、監査役の業務補助のための監査補助スタッフを置く。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査補助スタッフの人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を必要とする。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生したときには、直ちに監査役に報告する。
 - ・監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、重要な会議に出席する。
 - ・監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に

応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。

- ⑩ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査役監査基準に則って監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況>

- ① 反社会的勢力に向けた基本的な考え方
 - ・ 反社会的勢力に対し、毅然とした態度をもって対処する。
- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - ・ 反社会的勢力に対処するために、コンプライアンス規程にその旨を記述し、コンプライアンス担当役員のもと、全社一丸となって対処するよう周知・徹底を図る。組織的には、コンプライアンス担当役員、総務担当部長、法務担当部長、顧問弁護士が中心となり、警察等外部組織の指導を仰ぎ対応する。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の概要

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、当社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えことから、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、当社取締役会が必要な情報や時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とするための枠組みが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するために必要不可欠であると考えております。

② 基本方針の実現のための取組みの概要

当社は、上記の基本方針の実現のための取組みとして、次の施策を実施しています。

1) 企業理念及び企業価値の源泉

当社は、「夢、挑戦、創造」を企業スローガンに、創業当時のベンチャースピリットを大切に、若さと活力を絶やさず発展し続けるために、常にベンチャー企業であり続けることを基本理念とし、商品力・性能・信頼性・品質に優れた高付加価値な商品やサービスを開発・提供し続けることを目標に経営に取り組んでおります。

具体的な経営理念としては、以下を掲げております。

1. フレキシビリティとオリジナリティを武器に、ハードとソフトを融合させた価値ある商品開発を目指す。
2. 顧客第一主義を徹底し、夢の実現に向かって社会に求められる価値ある企業に成長する。
3. 生き甲斐や能力が発揮できる環境を社員に提供し、健全な社会の発展に貢献する。

当社は、社会の公器として法令順守はもちろん、責任ある企業活動を行うと同時に、組織として成熟する一方でチャレンジ精神が薄れないよう、新たなビジネスに挑戦する精神、斬新な発想そして次代の成長の原動力を大切に考えております。この「挑戦する精神」こそ、当社企業価値の源泉と言えます。

2) 企業価値の向上に資する取り組み

当社は、ネットワーク構築のための「結ぶ」技術を時代の鍵と考えて、21世紀に求められる「コミュニケーション&エンターテインメント」分野において、「ナンバーワン戦略」と「新規事業への積極的な挑戦」により、便利な機能と豊かな心を社会に提供することで「企業価値の向上」を図ります。各分野で蓄積してまいりました経営資源を融合し、さらなるシナジー効果を追求することで、進化し続ける「ブロードバンドネットワーク」時代に、新しい価値を創造したいと考えており、「アミューズメントとIT関連分野への集中」、「企業価値の向上を図る」、「ベンチャー精神で自ら行動する」を経営方針に掲げ、中長期的な経営戦略として以下の3点を推進しております。

1. アミューズメント（パチンコ）関連分野でのシェア拡大
2. IT（モバイル・通信・コンテンツ）関連分野での新たな顧客価値の創造
3. グローバル市場におけるビジネス構築及び拡大

具体的には、お客様の信頼を得つつ、売れる商品・サービスとは何かに徹底的にこだわり、企画、開発、販売戦略をもって、新たな価値を提供し、収益に貢献するビジネス展開を図ります。また、外部からの視点、外部ノウハウを積極的に活用し、変化はチャンスと考え、失敗を恐れず、更なる成長を目指してワールドワイドで取り組んでまいります。

3) コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるために必要かつ有効な仕組みとして、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

具体的には、取締役の経営責任を明確にし、株主の皆様への信任を問う機会を増やすため取締役の任期を1年とし、また、在任の監査役3名中2名を独立性の高い社外監査役としております。

また、経営判断にあたっては、顧問として就任されている外部有識者、弁護士等の法律・会計専門家からの意見を聴取する等、経営の客観性の確保と向上に努めております。

当社は、株主をはじめとするステークホルダーの権利・利益を尊重し、企業の社会的責任を忘れることなく、今後も企業理念や高い倫理観に基づき、法令や社会的規範を遵守することは当然のこととし、社会に貢献できる企業であり続けるために、継続してコーポレート・ガバナンスのさらなる強化に努める所存であります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

本プランの概要は、以下の通りです。なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ (<http://www.sun-denshi.co.jp>) に掲載されている平成24年5月25日付当社プレスリリースをご参照ください。

本プランは、当社株式の保有割合が20%以上となる買付等がなされる場合を適用対象としており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付者に対し、事前に必要かつ十分な情報の提供を求め、情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定め、大量買付者に、取締役会検討期間が終了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

大規模買付者が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれがある場合等には、当社取締役会から独立した組織である独立委員会の判断を経た上で、対抗措置（原則として新株予約権の無償割当）を発動することがあります。

また、株主の皆様には、手続の各段階において、適時に十分な情報開示を行い、ご判断していただけるようにしてまいります。

なお、本プランの有効期間は、第41回定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

④ 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1) 会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、情報判断のための一定の検討期間が経過した後にはのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしています。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社の企業価値および株主共同の利益が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは当社の会社支配に関する基

本方針に沿うものであると考えております。

- 2) 株主共同の利益を損なうものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランは、①経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める要件を充足していること。②株主意思を重視するものであること。③独立性のある社外者の判断を重視し情報開示を行うこと。④発動のために合理的な客観的要件を設定していること。⑤外部専門家等の意見を取得すること。⑥デッドハント型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) 本事業報告中に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、割合は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,827,394	流動負債	9,385,109
現金及び預金	9,982,328	支払手形及び買掛金	2,751,217
受取手形及び売掛金	4,361,142	短期借入金	830,000
電子記録債権	18,550	一年内返済予定長期借入金	47,796
リース投資資産	39,212	リース債務	22,706
有価証券	321,695	未払法人税等	84,797
製品	1,054,320	前受金	683,667
仕掛品	1,068,445	前受収益	2,745,175
原材料	1,051,154	賞与引当金	678,358
繰延税金資産	246,709	役員賞与引当金	48,448
その他	689,099	製品保証引当金	126,151
貸倒引当金	△5,264	その他	1,366,790
固定資産	5,383,218	固定負債	549,240
有形固定資産	2,941,483	長期借入金	104,130
建物及び構築物	794,636	リース債務	79,964
機械装置及び運搬具	142,850	繰延税金負債	247,082
工具器具備品	641,581	再評価に係る繰延税金負債	11,508
土地	1,295,554	退職給付に係る負債	67,447
リース資産	63,458	役員退職慰労引当金	22,633
建設仮勘定	3,402	資産除去債務	3,220
無形固定資産	94,439	長期未払金	13,253
のれん	55,484	負債合計	9,934,349
その他	38,955	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,347,295	株主資本	13,442,443
投資有価証券	1,675,080	資本金	921,591
繰延税金資産	463,682	資本剰余金	1,117,772
その他	208,632	利益剰余金	11,403,256
貸倒引当金	△100	自己株式	△176
		その他の包括利益累計額	245,315
		その他有価証券評価差額金	53,831
		土地再評価差額金	△435,791
		為替換算調整勘定	627,276
		新株予約権	189,279
		少数株主持分	399,224
		純資産合計	14,276,262
資産合計	24,210,612	負債純資産合計	24,210,612

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		24,313,912
売 上 原 価		13,079,202
売 上 総 利 益		11,234,710
販売費及び一般管理費		9,039,509
営 業 利 益		2,195,201
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	64,008	
為替差益	136,709	
その他の	28,479	229,197
営 業 外 費 用		
支払利息	11,239	
持分法による投資損失	45,070	56,310
経 常 利 益		2,368,087
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	30,101	
子会社株式売却益	5,082	35,184
特 別 損 失		
固定資産除却損	21,498	
固定資産売却損	406	
投資有価証券評価損	43,503	
投資有価証券売却損	948	
会員権評価損	1,600	
持分変動損失	289,291	357,249
税金等調整前当期純利益		2,046,023
法人税、住民税及び事業税	424,055	
法人税等調整額	120,591	544,647
少数株主損益調整前当期純利益		1,501,376
少数株主利益		87,910
当 期 純 利 益		1,413,465

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成25年4月1日残高	891,385	1,085,685	10,128,485	△6,281	12,099,274
連結会計年度中の変動額					
新株予約権の行使	30,206	30,151	77,804		138,162
剰余金の配当			△216,499		△216,499
当期純利益			1,413,465		1,413,465
自己株式の処分		1,935		6,105	8,040
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	30,206	32,086	1,274,771	6,105	1,343,169
平成26年3月31日残高	921,591	1,117,772	11,403,256	△176	13,442,443

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主 持 分
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定		
平成25年4月1日残高	61,263	△435,791	△18,416	204,679	26,901
連結会計年度中の変動額					
新株予約権の行使					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△7,431	—	645,692	△15,400	372,323
連結会計年度中の変動額合計	△7,431	—	645,692	△15,400	372,323
平成26年3月31日残高	53,831	△435,791	627,276	189,279	399,224

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【連結注記表】

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

7社

(2) 連結子会社の名称

イードリーム株式会社

Cellebrite Mobile

Synchronization Ltd.

Cellebrite USA Inc.

Cellebrite GmbH

Cellebrite Soluções

Technol'ogicas Ltda.

Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd.

躍陽信息技術（上海）有限公司

※Cellebrite Soluções

Technol'ogicas Ltda.及び

Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd.に

ついては、当連結会計年度において、

新たに設立したため、連結の範囲に

含めております。なお、前連結会計

年度において連結子会社でありまし

たサンフューチャー株式会社は全所

有株式を売却したため、連結の範囲

から除いております。

(3) 非連結子会社の名称

依地貿易（上海）有限公司

非連結子会社は、小規模であり総資

産、売上高、当期純損益（持分に見

合う額）及び利益剰余金（持分に見

合う額）等が、いずれも連結計算書

類に重要な影響を及ぼしていないた

め、連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数
- (2) 持分法適用関連会社の名称

1社

Communitake Ltd.

※Communitake Ltd.は、当連結会計年度において、新たに株式を取得したため、持分法適用関連会社を含めております。

- (3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

依地貿易（上海）有限公司

持分法を適用していない非連結子会社については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲に含めておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちCellebrite Mobile Synchronization Ltd.、Cellebrite USA Inc.、Cellebrite GmbH、Cellebrite Soluções Technol'ogicas Ltda.、

Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd.及び躍陽信息技术（上海）有限公司の決算日は平成25年12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、当該決算日と連結決算日が異なることから生ずる連結会社間取引にかかる会計記録の重要な不一致については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製 品

総平均法

原材料

移動平均法

国内連結子会社については主として総平均法

仕掛品

受託開発品

個別法

上記以外の仕掛品

総平均法

なお、在外連結子会社については、移動平均法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 10年～50年

機 械 装 置 及 び 運 搬 具 6年～8年

工 具 器 具 備 品 2年～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く） 自社利用ソフトウェア	社内における利用可能期間に基づく 定額法
上記以外の無形固定資産	定額法
③ リース資産	リース期間定額法
④ 長期前払費用	定額法
(3) 重要な引当金の計上基準	
① 貸倒引当金	当社及び国内連結子会社は、債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、特定の債権について回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
③ 役員賞与引当金	役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度負担額を計上しております。
④ 製品保証引当金	在外連結子会社は、製品保証費用の支出に備えるため、売上高に対する過去の経験率により算定した額を計上しております。
⑤ 役員退職慰労引当金	国内連結子会社は、役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ① 退職給付に係る負債の計上基準 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産額に基づき計上しております。
- ② 消費税等の会計処理 税抜処理

5. 重要な収益及び費用の計上基準

- イ 受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるソフトウェア制作
工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
- ロ その他のソフトウェア制作
工事完成基準

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんは5年間の定額法により償却を行っております。

(会計方針の変更に関する注記)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用しております。(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が67,447千円計上されています。なお、その他の包括利益累計額に与える影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,201,988千円
2. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額について再評価差損に係る繰延税金資産相当額を控除せず再評価差益に係る繰延税金負債相当額を控除して、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行い算定しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日
再評価を行った事業用土地の、期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 277,535千円

3. 保証債務

当社は、リースにより製品を販売する顧客のリース契約に関して、一部買取保証を行っております。その保証額は次のとおりであります。

リース買取保証額 39,406千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式数 普通株式	10,840,400株	11,065,400株	一株	21,905,800株
合計	10,840,400株	11,065,400株	一株	21,905,800株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	216,499	20	平成25年 3月31日	平成25年 6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生在翌期になるもの

平成26年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	219,049	10	平成26年 3月31日	平成26年 6月26日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	1,038,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、短期的な運用資金は銀行借入により調達しております。デリバティブは、外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことによりリスク低減を図っております。なお、当期の連結決算日現在における営業債権のうち18.6%が特定の大口顧客に対するものであります。また、営業債権である受取手形及び売掛金は、そのほとんどが1年以内の決済期日であります。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループ各社において適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引の実行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、経理部が決裁担当者の承認を得て行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2.を参照してください）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	9,982,328	9,982,328	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,361,142		
貸倒引当金(※)	△5,261		
	4,355,880	4,355,880	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	321,695	321,695	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	1,234,580	1,234,580	—
資産計	15,894,485	15,894,485	—
(1) 支払手形及び買掛金	2,751,217	2,751,217	—
(2) 短期借入金	830,000	830,000	—
負債計	3,581,217	3,581,217	—

(※)受取手形及び売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

- (1) 現金及び預金並びに (2) 受取手形及び売掛金
これらのほとんどが短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 有価証券
これらはMRF等の公社債投資信託で短期に決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券その他の金融商品は取引金融機関から提示された価格によっております。
①その他有価証券の当連結会計年度中売却額は、162,628千円であり、売却益の合計額は30,101千円、売却損の合計額は948千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種 類	取得原価又は 償却原価	連結貸借対照表 計 上 額	差 額
連結貸借対照表計 上額が取得原価又 は償却原価を超え るもの	株式	336,298	431,347	95,048
	債券	368,856	397,701	28,844
	小 計	705,155	829,048	123,893
連結貸借対照表計 上額が取得原価又 は償却原価を超え ないもの	株式	410,006	375,074	△34,932
	債券	30,563	30,457	△105
	小 計	440,569	405,531	△35,037
合 計		1,145,724	1,234,580	88,856

②上記の表中にある「取得原価又は償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	310,499
社債	130,000

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。従って、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注)3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	9,982,328	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,844,332	516,809	—	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	42,156	198,870	14,754	154,040
合 計	13,868,817	715,680	14,754	154,040

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

624円87銭

1 株当たり当期純利益

65円00銭

(注) 1株当たり当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(子会社の設立)

当社は、平成26年4月2日開催の取締役会において、以下のとおり、米国に子会社を設立することを決議しました。

1. 設立の理由・目的

世界的に普及が始まっているスマートフォンやタブレット端末等のスマートデバイスを中心に米国で開発された特殊なマッチングエンジンを活用し、インターネット上でユーザーと企業間（BtoC）や、企業間（BtoB）等を結び付けることができる『新機軸インターネットソリューションサービス』の開発をスタートすると共に、当社の既存事業であるM2M（マシーン・ツー・マシーン）ビジネス等の米国における市場動向を調査し、当社として米国での新たな事業展開を図ると共に、更には米国における最新技術・サービスの動向を調査することによる新たな事業の創出等を目的として、米国に現地法人を設立するものであります。

2. 新会社の概要

(1)名称	SUNCORP USA Inc.
(2)事業内容	インターネットソリューションサービスの開発・提供
(3)設立時期	平成26年4月
(4)資本金	1,000千USD
(5)持分比率	100.0%

(株式の取得)

当社は、平成26年5月7日開催の取締役会において、以下のとおり、Bacsoft社(イスラエル国)の株式を取得することを決議しました。

1. 株式取得の理由・目的

当社は、急速な市場拡大が見込まれる M2M市場において、M2Mデバイスメーカーとして特徴的な M2M 通信機器「Rooster シリーズ」の開発、製造、販売に注力しております。また、M2M 遠隔管理サービス機能を搭載し、センターから管理が容易なクラウドサービス向けリナックスマイクロサーバ「Rooster GX」の導入も進んでおります。

Bacsoft 社は、M2M 市場において、M2M プラットフォームソリューションに特化した会社です。

「M2MGrid Platform」は、工場や大規模プラント等を実無線通信により遠隔監視と集中制御をすることができ、端末間通信機器、クラウドサービス、管理アプリケーション、ソフトウェアモジュール群がパッケージ化されており、「M2M Admin Studio」ツールを使用して、安全かつ効率的に、有益な無線遠隔管理ソリューションを提供することができます。

今後は、当社の特徴的な M2M 通信機器と、Bacsoft 社の M2M プラットフォームソリューションを組み合わせ、両社が培ってきた M2M 分野のノウハウを融合させて、世界的に急速な拡大を続ける M2M 市場へ M2M ソリューションサービスの提供を行い、事業ドメインの拡大を図って参ります。

2. 取得会社の概要

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1)名称 | Bacsoft Ltd. |
| (2)事業内容 | M2Mソリューションサービスの開発・提供 |
| (3)株式取得方法 | 同社の第三者割当増資引受及び既存大株主3名からの譲り受け |
| (4)株式取得の時期 | 平成26年6月以後 |
| (5)取得価額・持分比率 | 1,800千USD (20.7%) |

(取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの導入)

当社は、平成26年5月16日開催の取締役会において、取締役に対して株式報酬型ストック・オプションを導入することを決議し、平成26年6月25日開催の第43回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 目的

企業価値の持続的な発展と株価をより意識した経営を推進する目的で、取締役を対象とした株式報酬型のストック・オプションを導入することといたしました。

2. 内容

(1)新株予約権の総数及び目的となる株式の種類及び総数

新株予約権の個数は、5,000個を1年間の上限とします。目的となる株式の種類および数は当社の普通株式50,000株を1年間の上限とします。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は10株とします。

(2)新株予約権の払込価額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価格を払い込み金額とします。新株予約権の割当を受けた者は、当該払い込み金額の払い込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとします。

(3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とします。

(4)新株予約権を行使できる期間

新株予約権の付与決議の日後3年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過するまでの範囲で設定するものとします。

(5)新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとします。

(6)その他の新株予約権の内容等

上記の詳細並びにその他の新株予約権の内容につきましては、当社取締役会において決定するものとします。

(新株予約権の発行)

当社は、平成26年5月16日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を取締役に委任する議案を、平成26年6月25日開催予定の第43回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 目的

当社の従業員及び当社子会社の取締役の当社に対する経営参画意識を高め、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図り、更に当社グループの連結業績の向上並びに企業価値の向上を図ることを目的として、当社の従業員及び当社子会社の取締役に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 内容

- | | |
|---------------------------|------------------|
| (1)株式の種類 | 普通株式 |
| (2)株式の数 | 300,000株（上限） |
| (3)新株予約権の総数 | 3,000個（上限） |
| (4)新株予約権の発行価格 | 無償 |
| (5)新株予約権の割当を受ける者 | 当社従業員及び当社子会社の取締役 |
| (6)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | |

新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）において東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げます。

ただし、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とします。

(7)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過するまでの範囲で設定するものとします。

(8)新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとします。

- (9)その他の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとします。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,092,363	流動負債	4,298,325
現金及び預金	3,170,708	支払手形	168,006
受取手形	1,066,541	買掛金	1,209,732
売掛金	1,685,136	短期借入金	830,000
電子記録債権	16,900	リース債	19,827
リース投資資産	39,212	未払金	58,093
有価証券	321,695	未払費用	447,872
製品	554,260	未払法人税等	56,126
仕掛品	1,025,343	未払消費税等	96,616
原材料	422,935	前受金	562,680
前払費用	55,782	前受収益	428,526
繰延税金資産	219,881	預り金	24,960
未収入金	467,778	賞与引当金	345,749
その他の当金	2,267	役員賞与引当金	23,000
貸倒引当金	△100	その他の	27,133
固定資産	5,710,165	固定負債	103,324
有形固定資産	1,515,668	リース債務	78,561
建物	264,235	再評価に係る繰延税金負債	11,508
構築物	12,924	長期未払金	13,253
機械装置	55,136	負債合計	4,401,649
車両運搬具	1,738	(純資産の部)	
工具器具備品	437,535	株主資本	10,758,214
リース資産	59,177	資本金	921,591
建設仮勘定	3,806	資本剰余金	1,117,772
無形固定資産	26,688	資本準備金	935,058
ソフトウェア	18,248	その他資本剰余金	182,713
その他	8,439	利益剰余金	8,719,027
投資その他の資産	4,167,808	利益準備金	154,318
投資有価証券	939,203	その他利益剰余金	8,564,708
関係会社株	2,628,462	別途積立金	7,510,000
出資	2,411	繰越利益剰余金	1,054,708
長期前払費用	32,213	自己株式	△176
繰延税金資産	449,032	評価・換算差額等	△394,852
保証金	96,755	その他有価証券評価差額金	40,939
保険積立金	18,127	土地再評価差額金	△435,791
その他の	1,701	新株予約権	37,517
貸倒引当金	△100		
資産合計	14,802,528	純資産合計	10,400,879
		負債純資産合計	14,802,528

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		13,488,963
売 上 原 価		9,311,190
売 上 総 利 益		4,177,772
販売費及び一般管理費		3,750,269
営 業 利 益		427,502
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	498,222	
そ の 他	61,242	559,465
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,895	
そ の 他	3,551	8,446
経 常 利 益		978,521
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	228	228
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	16,761	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	15,000	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	43,503	
会 員 権 評 価 損	1,600	76,865
税 引 前 当 期 純 利 益		901,884
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	185,241	
法 人 税 等 調 整 額	68,260	253,501
当 期 純 利 益		648,382

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金
平成25年4月1日残高	891,385	904,907	180,778	154,318	7,210,000	922,825
事業年度中の変動額						
新株の発行	30,206	30,151				
別途積立金の積立					300,000	△300,000
剰余金の配当						△216,499
当期純利益						648,382
自己株式の処分			1,935			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	30,206	30,151	1,935	—	300,000	131,882
平成26年3月31日残高	921,591	935,058	182,713	154,318	7,510,000	1,054,708

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	
平成25年4月1日残高	△6,281	10,257,933	19,223	△435,791	40,004
事業年度中の変動額					
新株の発行		60,358			
別途積立金の積立		—			
剰余金の配当		△216,499			
当期純利益		648,382			
自己株式の処分	6,105	8,040			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			21,716	—	△2,487
事業年度中の変動額合計	6,105	500,280	21,716	—	△2,487
平成26年3月31日残高	△176	10,758,214	40,939	△435,791	37,517

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
時価のないもの 移動平均法による原価法
2. デリバティブ取引の評価方法 時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - (1) 製品 総平均法
 - (2) 原材料 移動平均法
 - (3) 仕掛品
受託開発品 個別法
上記以外の仕掛品 総平均法
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建	物	15年～50年
工	具器具備品	2年～6年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
上記以外の無形固定資産 定額法
 - (3) リース資産 リース期間定額法
 - (4) 長期前払費用 定額法

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度負担額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるソフトウェア制作

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

ロ その他のソフトウェア制作

工事完成基準

7. 消費税等の会計処理

税抜方式

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,089,020千円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権 | 454,907千円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 104,890千円 |

3. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額について再評価差損に係る繰延税金資産相当額を控除せず再評価差益に係る繰延税金負債相当額を控除して、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行い算定しております。

再評価を行った年月日	平成13年3月31日
再評価を行った事業用土地の、期末における 時価と再評価後の帳簿価額との差額	△277,535千円

4. 保証債務

当社は、リースにより製品を販売する顧客のリース契約に関して、一部買取保証を行っております。その保証額は次のとおりであります。

リース買取保証額	39,406千円
----------	----------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	売	上	高	27,959千円	
	仕	入	高	等	921,785千円
			営業取引以外の取引高	482,216千円	

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数	普通株式	868株
-------------------------	------	------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
研究開発費	439,045千円
長期未払金	4,705千円
投資有価証券	41,370千円
関係会社株式	19,525千円
賞与引当金	122,741千円
その他	107,748千円
繰延税金資産小計	735,135千円
評価性引当額	△55,485千円
繰延税金資産合計	679,649千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	10,734千円
繰延税金負債合計	10,734千円
繰延税金資産の純額	668,914千円

(関連当事者との取引に関する注記)

財務諸表提出会社の主要株主及びその近親者

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	事業年度末 残高 (千円)
子会社 の役員	前田 英行	—	—	サンフューチャー(株) の株式売却	売却代金 40,000 売却損 15,000	—	—

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
株式売却は、サンフューチャー(株)の株式に係るものであり、売買価格は当社の算定した価格に基づき交渉の上、決定しております。
2. 当社は、上記のとおり子会社であったサンフューチャー(株)の株式を前田英行氏に譲渡しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	473円11銭
1株当たり当期純利益	29円82銭

- (注) 1株当たり当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表に記載のとおりであります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月28日

サン電子株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 光明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠元 宏 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サン電子株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サン電子株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成26年5月28日

サン電子株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 光明 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 楠元 宏 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サン電子株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株主資本等の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月29日

サン電子株式会社 監査役会

常勤監査役	後 藤 和 暁	Ⓔ
社外監査役	桂 川 明	Ⓔ
社外監査役	岡 島 章	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当につきまして、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様へ長期安定的な配当と業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

この方針のもと、当期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、当期の業績と今後の事業競争力の強化を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額219,049,320円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 300,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 300,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第1章総則（目的）第2条につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. （省略） ） 8. （省略） （新設）	第1章 総 則 （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. （現行どおり） ） 8. （現行どおり） <u>9. 上記1. から8. までに関連する製品の回収、リサイクル及び古物売買</u> <u>10. 前各項に附帯する一切の業務</u>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

新たに取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
1	<p style="text-align: center;">やまぐち まさ のり 山 口 正 則 (昭和24年2月27日生)</p>	<p>昭和47年4月 当社入社 平成元年6月 当社取締役サンタック事業部長 平成10年7月 当社取締役コネクティビティテクノロジー 一分社長 平成12年6月 当社常勤監査役 平成15年6月 当社代表取締役社長 平成17年6月 当社取締役 平成19年7月 Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Chairman (現任) Cellebrite USA Inc. Chairman (現任) 平成20年1月 当社代表取締役 平成20年6月 当社代表取締役専務兼海外ビジネス事業 部担当 平成20年12月 躍陽信息技術(上海)有限公司董事長 平成21年1月 Cellebrite GmbH Chairman (現任) 平成22年4月 当社代表取締役専務兼モバイルビジネス 事業部担当 平成24年10月 当社取締役兼モバイルビジネスセンター 担当 平成25年2月 Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd. Chairman(現任) 平成25年6月 当社代表取締役社長 平成25年7月 Cellebrite Soluções Technologicas Ltda. Chairman (現任) 平成26年2月 Cellebrite UK Ltd. Chairman (現任) 平成26年4月 当社代表取締役社長兼ネットデバイス プロジェクト担当 (現任) 平成26年5月 SUNCORP USA Inc. CEO (現任)</p>	241,200株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
2	わか い とみ ゆき 若 井 富 幸 (昭和27年7月15日生)	昭和46年4月 当社入社 昭和63年12月 アイワ化成株式会社（現イードリーム株式会社）代表取締役常務 平成13年6月 同社代表取締役社長 平成17年4月 当社顧問 平成17年6月 当社代表取締役社長 平成17年6月 イードリーム株式会社取締役 平成19年4月 当社取締役 平成21年4月 当社取締役サンタックネット事業部兼プロダクト統括部担当 平成23年7月 当社取締役製造システムサービスセンター長 平成25年4月 当社取締役 平成25年6月 イードリーム株式会社取締役会長（現任） 平成26年4月 当社取締役サンタック事業部兼品質保証部担当（現任）	128,100株
3	かめ が い かつ ひき 亀ヶ井 克 寿 (昭和34年4月4日生)	昭和58年4月 当社入社 平成12年10月 当社ニューアミュージメント分社長 平成13年6月 当社取締役ニューアミュージメント分社長 平成15年6月 当社取締役 平成21年4月 当社執行役員アミュージメント事業部担当 平成21年6月 当社取締役 平成21年6月 イードリーム株式会社取締役（現任） 平成21年11月 株式会社ニフコアドヴァンストテクノロジー（株式会社ブルーム・テクノ）取締役 平成22年4月 当社取締役アミュージメント事業部兼人事総務部担当 平成23年6月 株式会社ブルーム・テクノ代表取締役会長 平成23年7月 当社取締役アミュージメントコンテンツセンター長 平成26年4月 当社取締役アミュージメント事業部兼ソフトウェアプロジェクト担当(現任)	162,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	ひがし や ひろ あき 東 谷 浩 明 (昭和35年3月17日生)	昭和57年3月 当社入社 平成11年7月 当社サンソフト分社マネージャー 平成13年6月 当社ネットワークエンターテインメント分社長 平成15年7月 当社社長室長 平成15年10月 当社人事総務部長 平成19年6月 当社常勤監査役 平成20年12月 躍陽信息技术(上海)有限公司監事 平成21年11月 株式会社ニフコアドヴァンストテクノロジー(株式会社ブルーム・テクノ) 監査役 平成22年6月 当社取締役サンソフト事業部兼法務知財部担当 平成23年7月 当社取締役コーポレートセンター長 平成26年4月 当社取締役コーポレート本部長兼クラウドソリューションプロジェクト担当(現任) 平成26年5月 SUNCORP USA Inc. Director (現任)	64,400株
5	さ の まさ ひと 佐 野 正 人 (昭和28年3月10日生)	昭和55年10月 監査法人伊東会計事務所 昭和60年9月 米国アーサーヤング会計事務所 平成2年1月 株式会社伊東経営コンサルタント 平成15年7月 みすずコンサルティング株式会社代表取締役 平成18年12月 佐野公認会計士事務所所長(現任) 平成19年6月 当社監査役 平成19年12月 株式会社宇佐美組監査役(現任) 平成20年7月 太陽ASG有限責任監査法人代表社員(現任) 平成24年6月 Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Director (現任) 平成25年6月 当社取締役(現任)	8,300株
6	やま もと やすし 山 本 泰 (昭和46年4月18日生)	平成12年12月 当社入社 平成20年12月 躍陽信息技术(上海)有限公司董事 平成21年5月 当社経理部長 平成24年4月 当社執行役員経理部長 平成24年6月 Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Director (現任) 平成25年6月 当社取締役経理部長(現任) 平成26年5月 SUNCORP USA Inc. Director (現任)	3,400株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社株式の数」は、平成26年3月31日現在の株式数を記載しております。

第4号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及びその内容決定の件

取締役の報酬に関して、当社の業績や株価との連動性を強め、取締役が株価上昇のメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することを目的に、従来の取締役報酬等の額とは別枠にて、取締役(社外取締役を除く)に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額50万円以内の範囲で割り当てることについてご承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算出した新株予約権1個あたりの公正価値に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

現在の取締役(社外取締役を除く)は6名であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時から6名となります。なお、各取締役への支給時期および配分については取締役会にご一任願いたいと存じます。

取締役に報酬として新株予約権を割り当てる理由ならびにその新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社の取締役(社外取締役を除く)に対して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるためであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数および目的となる株式の種類および数

新株予約権の総数 5,000個を1年間の上限とします。

目的となる株式の種類 当社普通株式50,000株を1年間の上限とします。

新株予約権1個あたりの目的となる株式数(以下「付与株式数」といいます。)は、10株とします。

なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割または株式併合等を行なうことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行なうものとします。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した価値を払込金額とします。なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値

新株予約権の行使に際して出資される財産の価値は、新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を

乗じた金額とします。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の付与決議の日後3年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過するまでの範囲で設定するものとします。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとします。

(6) その他新株予約権の内容

上記(1)から(5)の細目および新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとします。

(ご参考)

当社は、本総会終結の時以降、上記の(2)から(6)の点について、上記の新株予約権の各内容と同内容の新株予約権を、当社の連結子会社である Cellebrite Mobile Synchronization Ltd.、Cellebrite USA Inc. 及び SUNCORP USA Inc.の幹部に対し、当社が必要と判断する個数を、当該新株予約権の公正価値を基準として決定される額を払込金額として発行する予定であります。

第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員及び当社子会社の取締役に対しストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いします。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の従業員及び当社子会社の取締役の当社に対する経営参画意識を高め、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図り、更に当社グループの連結業績の向上並びに企業価値の向上を図ることを目的として、当社の従業員及び当社子会社の取締役に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の割当対象者

当社の従業員及び当社子会社の取締役

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないもの（無償）とします。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 300,000株を上限とします。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）を次の算式により調整し（1株未満の端数は切り捨て）、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し（1株未満の端数は切り捨て）、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とします。

5. 新株予約権の総数

3,000個を上限とします。（新株予約権1個につき普通株式100株）

ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使

により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）において東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げます。

ただし、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とします。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとします。

- ① 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- ② また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。ただし、新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わないものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記計算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

- ③ 新株予約権の割当日後に合併、会社分割、資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

7. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過するまでの範囲で設定するものとします。

8. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正

当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではありません。

- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとします。
 - ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができるものとします。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとします。
 - ④ その他の条件については、本株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとします。
9. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとします。
10. 新株予約権の取得事由
当社は、いつでも新株予約権を買入れまたは無償で取得することができるものとします。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県江南市古知野町朝日250番地
当社 本社 3階会議室

交通機関 名鉄犬山線「江南」駅 下車徒歩約6分

